ふじ

高井会計だより

編集発行人
税理士
高井直樹
事務所　〒500-8335
岐阜市三歳町4－2－10
TEL 058(253)5411㈹
FAX 058(253)6957

5月（皐月）MAY

3日・憲法記念日
4日・みどりの日
5日・こどもの日
6日・振替休日

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

5月の税務と労務

国　税／4月分源泉所得税の納付　5月10日

国　税／3月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　5月31日

国　税／9月決算法人の中間申告　5月31日

国　税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　5月31日

国　税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合）　5月31日

国　税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付　5月31日

国　税／特別農業所得者の承認申請　5月15日

地方税／自動車税・鉱区税の納付　都道府県の条例で定める日

ワンポイント　「でんさいネット」サービス

手形に代わる新たな決済手段である電子記録債権を取り扱う「でんさいネット」が、銀行をはじめ約500の金融機関が参加し、この2月18日からサービスを開始しています。電子記録債権は、従来の手形で問題とされていた発行コストや紛失リスクを解決するとともに、手形とは異なりいくらでも分割できるのが特徴です。

～中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定始まる～

平成二十四年六月二十一日に通常国会で成立、同月二十七日に公布された「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法）」が、同年八月三十日から施行されています。

この法律では、中小企業の経営力の強化を図るため、①中小企業の支援事業を行う者を認定し、その活動を後押しするための措置、②中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置が講じられています。

中小企業庁のホームページを参考に、制度の概要をご紹介します。

1．法律の背景・目的

中小企業の経営課題は、多様化・複雑化しています。そのため、財務及び会計等の専門的知識を有する者（既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等）による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっています。

また、内需が減退する中、中小企業が海外展開を行うに当たって、中小企業の海外子会社の資金調達が困難など、資金面での問題が生じています。このため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための措置を講ずることも急務となっています。

2．法律の概要

中小企業経営力強化支援法では、主として次のような措置が講じられています。

(1) 支援事業の担い手の多様化・活性化

① 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。

② 中小企業基盤整備機構の専門家派遣等による協力や信用保証の付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援する。

これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が

〈支援事業の担い手の多様化・活性化〉

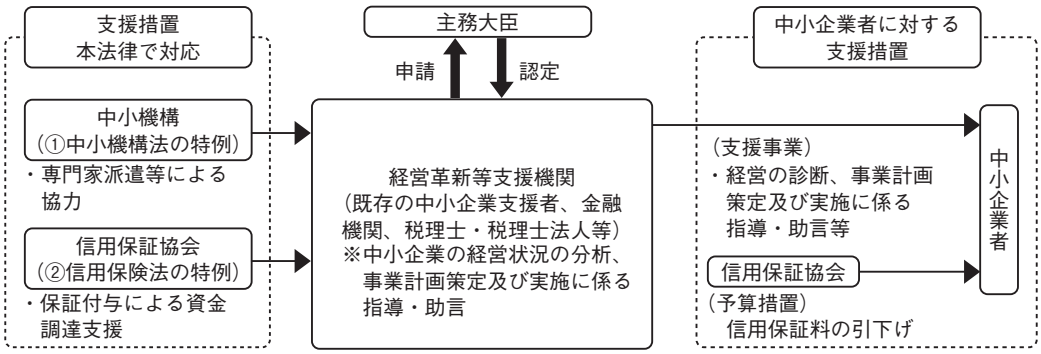

図られる。

(2) 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

中小企業新事業活動促進法等に基づく承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、次の措置を講じ国内事業基盤の維持に配慮する。

① 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援。

② 中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援。

3. 経営革新等支援機関

(1) 経営革新等支援機関認定制度の概要

「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

この認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

同法は、「中小企業金融円滑化法」が平成二十五年三月末に期限切れを迎えるにあたり、中小企業の経営革新を支援するために制定された法律であり、中小企業が「経営革新等支援機関」の支援による経営状況の分析や事業計画の策定・実行を通して経営力強化を図るとともに、金融機関との良好な関係を構築していくことを目指しています。

中小企業庁は、同法に基づき、金融機関や税理士事務所、弁護士事務所等、全国の五、四八一機関を「経営革新等支援機関」として認定し、公表しています（平成二十五年二月一日現在）。

(2) 「経営革新等支援機関」の支援の効果

① 信用保証協会の保証料減額

信用保証協会では、「経営革新等支援機関」の支援による事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、一般保証における保証料率から概ね〇・二％引下げる「経営力強化保証制度」を新設しています（保証限度額二億八千万円）。

② 日本政策金融公庫の新制度

日本政策金融公庫においても、平成二十五年一月二十九日に閣議決定された予算の中で、創業や事業拡大、新分野開拓を行うもので、認定経営革新等支援機関の支援を受けるものに対する融資制度として「中小企業経営力強化資金」が創設されています。

③ 愛知県の例

愛知県では、中小企業向け「経営力強化資金」が創設され、平成二十五年一月四日から取扱いを開始しています。中小企業金融円滑化法の期限到来後の中小企業の資金需要に的確に対応するため、県制度融資において、「経営力強化資金」が創設され、金融機関及び国が認定した経営革新等支援機関のサポートを受け、経営改善、新分野進出等の事業計画を策定・実行する中小企業へ貸付利率を〇・一％引き下げる措置が実施されています。

(3) 中小企業基盤整備機構の専門家派遣

経営革新等支援機関の依頼に応じて、中小企業基盤整備機構が、技術、海外展開、広域的販路開拓、知財管理等の専門家を派遣する制度が実施されています。中小企業基盤整備機構の地域本部の相談窓口には、企業支援の経験豊富な専門家が常駐しており、経営上の様々な課題を相談することができます。

① 地域本部の相談窓口でのアドバイス、情報提供〈無料〉

全国九ヶ所にある中小企業基盤整備機構の地域本部では、経営上の様々な課題を気軽に相談できる相談窓口が設けられており、経営に役立つ各種の情報も提供されています。

② 地域本部の出張相談（専門家等の派遣）〈無料〉

認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家等の派遣による出張相談でのアドバイスも行われています。

窓口相談、出張相談は、中小企業基盤整備機構のホームページから申し込みができます。

春の大敵　～花粉症～

毎年２月頃から度々ニュースで取り上げられる花粉症。その正体とは？果たして予防法はあるのでしょうか？

花粉症の正体は、花粉に対して人間の体が起こすアレルギー反応です。体の免疫反応が花粉に過剰に反応して花粉症の症状が出るのです。花粉が鼻や目に入ると、体が花粉を外に出そうとするために、「くしゃみ」で吹き飛ばしたり、「鼻水」「涙」で花粉を洗い流そうとしているのです。

花粉症の代表格はスギ花粉症で、日本のほとんどの地域で３月～５月が（ありがたくない）シーズンです。しかし、実は花粉はさまざまな植物から年中舞っているのです。春には木々が芽吹き、初夏にはイネ科の植物が花を咲かせ、真夏を過ぎると雑草が生い茂るように、季節によって、花粉症を引き起こす原因となる花粉の種類も様変わりしていきます。

３月～５月はスギ花粉、４月～５月はヒノキ花粉、６月～８月はカモガヤなどのイネ科花粉、８月～10月はブタクサやヨモギなどの雑草類の花粉が主として飛散します。スギ花粉は、地域によって６月まで花粉を飛ばすこともあり、イネ科植物の花粉症は秋まで続きますので注意が必要です。

一度発症すると完治は難しいといわれている花粉症ですが、予防することはできるのでしょうか？

花粉症の予防には、なるべく花粉と接しないようにすることが重要です。マスクで吸い込む花粉を減らし、うがいでのどに流れた花粉を除去し（風邪の予防にもなります）、洗顔で花粉を落とし、メガネで目に入る花粉を減らしましょう。

しかし、花粉症は完全に予防することができないのが現状です。なるべく花粉に接しないようにしながら、治療薬・治療法の進歩に期待しましょう。

～心に響くことば～

みなさんは、好きな名言や格言はありますか？過去の偉大な人物が残した言葉や映画・漫画のせりふ、又はことわざなど、心に響く名言・格言はいろいろあると思います。

インターネットのアンケート調査で上位にランクインしたのは、「為せば成る、為さねば成らぬ何事も」「一期一会」「継続は力なり」「時は金なり」「明日は明日の風が吹く」などの言葉でした。どんなことでも強い意志を持ってやれば必ず成就するというやる気の大切さ、一つ一つの効果は微々たるものでも努力を続けていけばやがては大きな事業を達成できるという諦めないことの大切さを説いた言葉など、どれもシンプルながらも非常に納得できる意味の言葉ばかりですね。

運動直後の栄養補給

運動のあとのビールはやっぱり最高！むしろ、これが目当てでスポーツに励んでいる人も少なくないかもしれません。

でも、せっかく運動したのにすぐ飲み食いしたのでは、お腹まわりの贅肉が増える一方かも…。

ただし、運動直後は栄養補給のゴールデンタイムとの説もあり、いかに適切に栄養を補給するかが重要なポイントになりそうです。

理想的な栄養補給は、まず運動直後の30分間に内臓への負担が少ない飲み物などでビタミン類を補給し、栄養の受け入れ態勢を整え、運動終了から２時間後に消費したグリコーゲンを補給するため、消化が良くて良質なたんぱく質を鍋料理などで摂取する方法。

このように、運動後の食事の摂り方とタイミングに少し気を配るだけで、将来的な体型が変わってくるかもしれませんね。